

議案第28号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例等の一部を改正する条例の制定について

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年（2018年）2月14日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例等の一部を改正する条例

（宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部改正）

第1条 宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例（平成22年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1（20）の部中「又は第13項ただし書」を「、第13項ただし書又は第14項ただし書」に改め、同表（23）の部、（24）の部、（33）の部、（36）の部、（43）の部、（50）の部及び（61）の部中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第4（3）の部中「338,000円」を「388,000円」に改める。

（宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第2条 宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成13年条例第30号）の一部を次のように改正する。

「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第2 3ゆずり葉台地区地区整備計画区域の部中「（平成10年宝塚市告示第196号）」を削り、同表4真池地区地区整備計画区域の部中「（平成8年宝塚市告示第36号）」を削り、同表5中山五月台地区地区整備計画区域の部中「（平成8年宝塚市告示第194号）」を削り、同表9宝塚山手台地区地区整備計画区域の部中「（平成29年宝塚市告示第155号）」を削り、同表10川面3丁目地区地区整備計画区域の部中「別表第2（ぬ）項第1号（1）」を「別表第2（る）項第1号（1）」に改め、「（平成10年宝塚市告示第345号）」を削り、同表11中筋JR南地区地区整備計画区域の部中「（平成12年宝塚市告示第88号）」を削り、同表13売布東の町地区地区整備計画区域の部中「（平成13年宝塚市告示第90号）」を削り、

同表 2 0 中山桜台 1 丁目地区地区整備計画区域の部中「（平成 2 2 年宝塚市告示第 3 3 号）」を削り、同表 2 7 武庫川町地区地区整備計画区域の部沿道サービス地区の欄中「法別表第 2（ち）項第 2 号」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 4 5 号）附則第 7 条の規定による改正前の法別表第 2（ち）項第 2 号」に改め、同部住宅・教育施設地区の欄中「法別表第 2（ち）項第 2 号」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律附則第 7 条の規定による改正前の法別表第 2（ち）項第 2 号」に改め、「（平成 1 9 年宝塚市告示第 2 8 7 号）」を削り、同表 2 8 仁川団地地区整備計画区域の部中「（平成 2 5 年宝塚市告示第 2 9 9 号）」を削り、同表 3 7 売布自由ガ丘地区地区整備計画区域の部中「（平成 2 5 年宝塚市告示第 2 9 8 号）」を削り、同表 3 8 東洋町地区地区整備計画区域の部中「別表第 2（り）項第 3 号」を「別表第 2（ぬ）項第 3 号」に改め、「（平成 2 7 年宝塚市告示第 1 2 7 号）」を削り、同表 4 0 武庫川町西地区整備計画区域の部中「別表第 2（ち）項第 2 号」を「別表第 2（り）項第 2 号」に改める。

（宝塚市特別工業地区建築条例の一部改正）

第 3 条 宝塚市特別工業地区建築条例（平成 7 年条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 5 号ア及びウ中「同表（ち）項第 2 号又は同表（り）項第 3 号」を「同表（り）項第 2 号又は同表（ぬ）項第 3 号」に改め、同号エ及びオ中「同表（ち）項第 2 号」を「同表（り）項第 2 号」に改める。

別表第 1 及び別表第 3 中「別表第 2（ち）項第 2 号」を「別表第 2（り）項第 2 号」に、「別表第 2（り）項第 3 号」を「別表第 2（ぬ）項第 3 号」に改める。

別表第 4 及び別表第 5 中「別表第 2（ち）項第 2 号」を「別表第 2（り）項第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。